

建設工事における入札参加制限について

入札参加者間において、一定の資本関係又は人的関係のある場合には、入札の適正さが阻害される恐れがあるため、公正な入札の執行の観点等から、下記の通り取り扱うこととします。

記

1 実施内容

社会福祉法人堺市社会福祉協議会が発注する予定価格が250万円を超える建設工事について、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（記2に掲げる基準のいずれかに該当する関係にある者。組合（共同企業体を含む。記2（3）において同じ。）にあってはその構成員も含む。以下、「グループ企業」という。）同一入札案件への参加は認めないこととします。

2 基準

以下の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ）と親会社等（会社法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社もしくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社

更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 確認方法グループ企業の同一入札案件への参加状況については、一般競争入札の事後審査において、堺市契約課に問い合わせることにより確認を行う予定です。

4 適用時期

平成31年4月1日以降に発注する案件から適用します。

5 留意事項

入札参加希望者の関係が基準に該当する場合に、グループ企業の同一入札案件への参加を回避する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、談合等の入札の公正・公平を害する行為には当たらないものとします。

参考資料

工事の発注に当たっての建設業者の選定方等について（平成27年3月6日付け国地契第91号（最終改正平成28年6月14日付け国地契第27号））